

令和元年度DV対策事業(重点事業)

基本目標Ⅰ DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策
通し
番号

施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

施策の内容	令和元年度実施事業			
① DVの根絶に向けた啓発の充実【重点】 ア 多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実(児童家庭課) イ DV防止キャンペーンの充実(児童家庭課) ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(児童家庭課) エ DV防止セミナーの充実(児童家庭課) オ 加害者を生まないための対策(男女共同参画課、男女共同参画センター) カ 人権啓発の推進(健康福祉政策課) キ 「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進(くらし安全推進課)	ア	「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に、DV防止啓発リーフレットの作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	児童	1
	イ	「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に、街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布する。児童虐待防止についても併せて啓発する。	児童	2
	ア,イ	児童虐待防止推進月間の11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらうとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	児童	3
	ウ	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	児童	4
	エ	DVをテーマとした県民向けの講座を開催する。	児童	5
	オ	・男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。 ・女性のための一般相談及びカウンセリング等を実施する。	男女・男女セ	6
	カ	人権啓発イベント及び講演会の実施、雑誌等のメディアへの広告掲載、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発ビデオの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	健福政策	8
	キ	相談窓口をまとめたパンフレットを作成し、市町村や関係機関に配布し、窓口の広報啓発を推進する。 被害者等支援活動の促進事業	くらし安全	9

施策の方向2 DV予防教育の推進

施策の内容	令和元年度実施事業			
③ 若者を対象とした予防教育の充実【重点】 ア DV予防セミナーの実施(児童家庭課) イ デートDV相談カード等啓発資料の配布(児童家庭課) ウ 大学と連携した広報啓発の実施(児童家庭課) エ 家庭に向けた啓発の推進(男女共同参画課、男女共同参画センター)	ア	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する。(大学と合わせて計52セミナー)	児童	29
	イ	・デートDV相談カードを作成し、高校1年生に配布する。 ・DV防止啓発リーフレットを高校3年生に配布する。	児童	30
	ウ	大学にDV予防セミナーの開催を働きかける。 (高等学校と合わせて計52セミナー)	児童	31
	エ	・家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲) ・男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止の啓発を行う。	児童	32
			児童	33
			男女・男女セ	34

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向3 相談体制の充実

施策の内容	令和元年度実施事業		
② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援(児童家庭課)	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。	児童	45

基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援

施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

施策の内容	令和元年度実施事業		
①被害者の自立に向けた総合的な支援の充実【重点】 ア 自立につなげる支援(児童家庭課、女性サポートセンター等) イ 司法手続きに関する支援(児童家庭課、女性サポートセンター等) ウ 生活再建支援事業等の充実(児童家庭課) エ 自立支援講座の充実(男女共同参画課、男女共同参画センター)	ア	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等関係機関と連携し、自立支援を行う。	児童・女サポ 63
	イ	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	児童・女サポ 64
	ウ	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	児童 65
	エ	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。また、DV被害者のニーズ等を把握しながら内容の充実を検討する。	男女・男女セ 66
④DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援【重点】 ア 福祉制度等の活用(児童家庭課、女性サポートセンター等) イ 住民基本台帳の閲覧制限(児童家庭課) ウ 健康保険の加入(児童家庭課) エ 生活困窮者自立支援制度の活用(健康福祉指導課) オ 生活福祉資金貸付制度の活用(健康福祉指導課) カ DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供(児童家庭課)	ア	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行う。	児童・女サポ 71
	イ	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に実行されるよう、会議等で市町村へ周知徹底を図る。	児童 72
	ウ	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る	児童 73
	エ	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。	健福指導 74
	オ	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口との連携を強化する。	健福指導 75
	カ	生活福祉資金貸付事業推進費補助金 DV被害者が利用可能な各種制度等について、収集する。	児童 76

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向7 虐待の早期発見と安全確保

施策の内容	令和元年度実施事業		
①DV相談と児童虐待相談の連携【重点】 ア 県や市町村等の相談機関の連携(児童家庭課) イ DV・児童虐待職務関係者研修の充実(児童家庭課) ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(再掲)(児童家庭課)	ア	・DV防止、児童虐待防止担当部署における実務者会議を開催し、広報啓発や同伴児童への対応等について連携、情報共有を図る。	児童 85
		・児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催する。	児童 86
	イ	・DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。	児童 87
		・【新規】DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	児童 88
		・学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	児童 89
		・市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する 市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) 関係機関研修(再掲)	児童 90
ウ	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲)	児童 91	

基本目標Ⅴ 市町村におけるDV対策の促進

施策の方向9 市町村における支援体制の強化促進

施策の内容	令和元年度実施事業		
①DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進【重点】 市町村基本計画の策定促進(児童家庭課)	基本計画を策定しようとする市町村に、アドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援を行い策定を促進する。 計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業	児童	108
②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進(再掲)【重点】 ア 市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援(再掲)(児童家庭課・男女共同参画課)	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行い、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。	児童・男女	109

基本目標Ⅵ 被害者支援のための体制強化

施策の方向11 職務関係者の資質向上

施策の内容	令和元年度の予定		
①DV職務関係者研修等の充実【重点】 ア DV職務関係者研修の充実(児童家庭課)	ア <ul style="list-style-type: none"> ・DV・児童虐待職務関係者研修を新任者(基本・応用)と経験者を対象に実施する。(再掲) ・DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う ・困難事例への対応方法などを学ぶ被害者支援スキルアップ研修を行う。 ・【新規】DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。(再掲) ・市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) 市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 市町村母子保健担当者研修 市町村等児童虐待相談職員研修 児童虐待防止対策担当管理職研修 児童虐待対応地域リーダー養成研修 関係機関研修 	児童	119
		児童	120
		児童	121
		児童	122
		児童	123
イ 市町村、関係機関への講師派遣(児童家庭課)	イ 市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。	児童	124
ウ 国等で主催する研修への参加(児童家庭課、女性サポートセンター)	ウ 国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	児童・女サポ	125
エ 市町村家庭教育相談員及び子育てサポーターリーダー等への研修(教育庁生涯学習課)	エ 市町村家庭教育相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座(全16講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を行う。	(教)生涯学習	126